

平成31年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成31年2月25日	開会場所	ふじみ野市役所第4庁舎 D201会議室
------	------------	------	------------------------

開会の日時	開 会	平成31年2月25日	午後 1時30分	議 長
及び宣告者	閉 会	平成31年2月25日	午後 2時13分	議 長

議 長	野 澤 利 夫
-----	---------

No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	新 井 良 司	出	10	小 川 修	出
2	柿 沼 隆	出	11	粕 谷 雄 一	出
3	内 田 輝 美	出	12	星 野 秀 雄	出
4	島 田 和 之	出	13	富 田 博 明	出
5	高 野 喜 好	出	14	野 澤 利 夫	出
6	岸 澤 七 郎	出	15	浅 見 伸 明 (最)	欠
7	岡 部 英 作	出	16	鈴 木 潔 (最)	出
8	原 田 晴 男	出	17	岡 本 和 廣 (最)	欠
9	原 田 元 一	出			

出席者数	農 業 委 員 定 数 14 名 出席者 14 名
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 定 数 3 名 出席者 1 名

議 事 参 与 (説 明 者)	書 記
-----------------	-----

本 橋 直 人	
松 田 薫 樹	
飯 塚 勝 貴	

その他重要と 認める事項	
	<p data-bbox="475 707 1374 808">上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p data-bbox="895 1095 1209 1128">平成31年2月25日</p> <p data-bbox="571 1290 1310 1323">議 長 印</p> <p data-bbox="571 1420 1310 1453">署名委員 印</p> <p data-bbox="571 1550 1310 1583">署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、平成31年2月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第4庁舎D201会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に5番・6番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第4号、農地法第4条の規定による受理通知書取消願について1件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第4号について承認します。
日程第4	議長	日程第4、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件3件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第5号について承認します。
日程第5	議長	日程第5、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件9件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第6号について承認します。

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 6 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件 1 件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>9 月に農振地域除外で審議した案件で、1 月 9 日に除外手続きが完了しました。認定こども園は 1 5 3 人の入園者がおり、うち 5 0 人が送迎を必要としていますが、現状は送迎用 4 台、送迎バス 2 台分しか確保しておらず、職員は徒歩数分の川越市藤間に駐車場を借りています。</p> <p>また、朝夕の通勤・近隣の小中学校の通学時間帯と重なり、幼稚園に入る車で混雑するため不便で危険な状況です。</p> <p>以上の理由により職員用、送迎者用、来客用及び送迎バス用の合計 4 0 台分の駐車場を必要とするための申請です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>2 月 1 4 日に 1 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地はきれいに耕運され管理されています。</p> <p>地元委員さん、何かありますか。</p> <p>現地調査の報告のとおり、申請地は耕運されて管理されています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第 3 号の案件は原案のとおり許可</p>
--------------	---	--

日程第7	議長	相当として県知事に意見を送付します。
	議長	議案第3号について終了します。
	議長	日程第7 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について1件を議題とします。
	事務局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
	事務局	申出者は農業従事されていましたが、病気のため農業継続が難しくなったためことが理由です。
	議長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。
	1番委員	2月14日に2番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。申請地は前年に作付けしているように見えますが、現在は耕運はされておらず稲が枯れた状態でした。
	議長	地元委員さん、何かありますか。
	13番委員	現地は長い間、稲が作付されており申請者は毎年、田植え直前に耕運していましたが、最近はしていないようでした。
	議長	質疑はありますか。
	8番委員	買取申出の故障という理由について。
	事務局	生産緑地法では買取申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあります。
13番委員	生産緑地の買取申出を行うのはこの筆のみか。	
事務局	対象者はこの筆のみの主たる従事者です。	
議員	他に質疑はありますか。	
全委員	なし。	
議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。	

日程第 8	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。
	議 長	議案第 4 号について終了します。
	議 長	日程第 8、議案第 5 号、生産緑地取得斡旋についての件、2 件を議題とします。
	事 務 局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 1 2 月の総会で生産緑地の主たる従事者についての議案にて審議した案件です。
	議 長	質疑を求めます。
	全 委 員	なし。
	議 長	3 月 5 日までに買取希望申出がありましたら事務局まで連絡をお願いします。
	議 長	議案第 5 号について終了します。 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成 3 1 年第 2 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
		(終了 午後 2 時 1 3 分)